

重要事項説明書(介護予防通所リハビリテーション)

(介護老人保健施設そよかぜ)

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

事業者の名称	医療法人松栄会
施設の名称	介護老人保健施設そよかぜ
開設年月日	平成 11年7月1日
所在地	熊毛郡田布施町大字宿井414番地の5
管理者名	宮崎 洋
電話番号	0820-51-2100
ファックス番号	0820-51-2102

(2) 介護予防通所リハビリテーションの目的

医療法人松栄会介護老人保健施設そよかぜ(以下『そよかぜ』という)が行う介護予防通所リハビリテーションはその利用者が、可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより利用者の心身機能の維持回復を図り利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

(3) 介護予防通所リハビリテーション計画の作成

介護予防通所リハビリテーションサービスの提供にあたっては、診療、運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成します。

2 それぞれの利用者に応じた介護予防通所リハビリテーション計画を作成し利用者又はその家族に対し、その内容等について説明し同意を得るとともに交付致します。

(4) 職員の体制

	人員	業務内容
医師	1名以上	医学的管理
看護職員	1名以上	医学的管理に基づく看護
介護職員	4名以上	介護に関する全般
理学療法士	1名以上	リハビリテーション
作業療法士	1名以上	リハビリテーション
栄養士	1名以上	栄養管理及び食品の安全衛生管理
調理員	4名以上	調理に関する全般
事務職員他	2名以上	施設内の庶務・総務・環境整備等

(5) 利用定員等

・定員 25名

(6) 営業日及びサービス提供時間

- ・営業日 月曜日～土曜日、 但し、12月31日～1月3日を除く
- ・サービス提供時間 9:00～16:00(但し、サービス延長の場合は19:00まで)
- ・営業時間 8:30～17:00

(7) 通常の事業の実施地域

柳井市・田布施町・平生町・光市

2 サービスの内容

- ①介護予防通所リハビリテーション計画の作成
- ②食事
- ③入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。)
- ④医学的管理・看護
- ⑤機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑥運動器機能向上サービス
- ⑦口腔機能向上サービス
- ⑧支援相談サービス

3 利用料金

(1) 介護保険対象の利用料

- ① 介護予防通所リハビリテーションの利用料(介護保険では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1月当たりの1割負担分の金額です)
65歳以上の方のうち、一定の所得がある方にはサービス費の2割または3割を負担いただくこととなります。

・要支援 1 1ヵ月 2,268円 ・要支援 2 1ヵ月 4,228円
なお、ご利用になるサービスによって、次の通り加算されます。

・12月を越えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合 1ヵ月
要支援1 -120円 要支援2 -240円

※但し算定要件を満たした場合は減算なしとする。

・口腔機能向上加算 1ヵ月

・サービス提供体制強化加算Ⅱ 1ヵ月

要支援1 72円 要支援2 144円

・介護職員等処遇改善加算として介護報酬総単位数×8.6%の料金が加算されます。

(2) 介護保険対象外の利用料

・食費 (1回当たり) 820円

・紙おむつ (1枚当たり) 大 80円 中 60円 小 40円
パンツ型L 150円 パンツ型LL 170円

(3) 支払い方法

・毎月10日頃までに、前月分の請求書を発行しますので、当月中にお支払い下さい。
領収書を発行いたします。

・お支払いの方法は、窓口での現金払い又は銀行振込のいずれかをお願いします。

4 協力医療機関等

(1) 協力医療機関

・名称 坂本病院
・住所 柳井市余田3626-2
・電話 0820-23-6800

・名称 厚生連 周東総合病院
・住所 柳井市古開作1000-1
・電話 0820-22-3456

・名称 光輝病院
・住所 熊毛郡平生町大字佐賀2-77
・電話 0820-58-1111

(2) 協力歯科医療機関

・名称 藤井歯科医院
・住所 熊毛郡田布施町下田布施867-1
・電話 0820-52-3120

・名称 清時歯科医院
・住所 柳井市新市4-23
・電話 0820-22-0643

5 お客様苦情・相談窓口

- * 支援相談員 桑田 好明
対応時間 8:30~17:00
電話番号 0820-51-2100
- * 柳井市役所 柳井市南町1丁目10番2号
電話番号 0820-22-2111
- * 田布施町役場 熊毛郡田布施町大字下田布施3440-1
電話番号 0820-52-5809
- * 平生町役場 熊毛郡平生町大字平生町210-1
電話番号 0820-56-7115
- * 周南市熊毛総合支所 周南市熊毛中央町1-1
電話番号 0833-92-0035
- * 光市役所 光市中央6丁目1番1号

電話番号 0833-74-3003
* 山口県国保連合会 山口市朝田1980-7
電話番号 083-995-1010

6 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、消火設備その他必要な設備を設け定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
2 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報、連携体制について定期的に従業者に周知徹底します。

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、煙感知器、報知機 など
- ・ 防災訓練 年2回実施

7 施設利用に当たっての留意事項

- | | |
|------------|----------------|
| ① 面会 | ⑤ 所持品・備品等の持ち込み |
| ② 飲酒・喫煙 | ⑥ 金銭・貴重品の管理 |
| ③ 火気の取扱い | ⑦ 宗教活動 |
| ④ 設備・備品の利用 | ⑧ ペットの持ち込み |

8 施設内の事故について

① ご利用時のリスクについて

・当施設では、できるだけ利用者の能力を生かした活動を提供したいと考えております。いろいろなことをなるべくご自分で行って頂くようにしております。その際、事故等の不測の事態を起らないように安全には十分に配慮いたしますが、利用者の身体状況や病気、行動が原因により、危険性を伴う事を十分にご理解下さい。

例) 転倒、転落等による骨折・外傷等の恐れ

加齢や認知症の症状による誤嚥・誤飲・窒息の危険性

② 事故発生時の対応

- ・事故が発生した場合、当該事案の状況によっては、家族への連絡、行政への報告書提出、当施設の責に帰すべき事由で利用者が損害を被った場合、損害賠償への対応を図ります。
- ・事故が発生した時または、それにいたる危険性がある事態が生じた時に、当事実が報告されその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底します。
- ・事故発生の防止のための委員会等で当該事案を報告し対応策を図ります。

9 禁止事項

当施設では、安心して介護予防通所リハビリテーションを受けていただくため、利用者の『営利行為 宗教の勧誘、特定の政治活動、飲酒、喫煙』は禁止します。

10 その他

当施設については、パンフレットを用意してありますのでご請求ください。

